

管 理 者 : 筒井 大八

診療科目 : 内科 呼吸器科 循環器科 消化器科

 放射線科 整形外科 リハビリテーション科

診療時間 : 平 日 9 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0

 1 3 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0

 土曜日 9 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0

 休診日 日曜日 ・ 祝日

<施設基準>

当院は厚生労働大臣の定める基準のうち、次の種類についてその基準に適合するものとして
四国厚生支局長に届出を行っている保険医療機関です。

検体検査管理加算（検Ⅰ）	第 64 号	平成 20 年 4 月 1 日
在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料（在医総管）		
	第 6 号	平成 18 年 4 月 1 日
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（運Ⅰ）	第 10 号	平成 24 年 4 月 1 日
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（脳Ⅰ）	第 34 号	平成 24 年 4 月 1 日

入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）（食）

第 111 号 昭和 64 年 1 月 1 日

CT 撮影及び MRI 撮影（C・M）

第 67 号 平成 24 年 4 月 1 日

回復期リハビリテーション病棟入院料 3（回 3）

第 16 号 令和 7 年 7 月 1 日

休日リハビリテーション提供体制加算

ニコチン依存症管理料（ニコ）

第 95 号 令和 3 年 7 月 1 日

診療録管理体制加算 3（診療録 3）

第 58 号 平成 26 年 9 月 1 日

療養病棟入院基本料（療養入院）

第 168 号 平成 30 年 4 月 1 日

療養病棟療養環境加算 1（療養 1）

第 59 号 平成 26 年 12 月 1 日

データ提出加算（データ提）

第 35 号 平成 27 年 1 月 1 日

別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院（支援病 3）

第 16 号 令和 4 年 10 月 1 日

地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料 1（地包ケア 1）

第 5 号 令和 4 年 10 月 1 日

認知症ケア加算（認ケア）

第 81 号 令和 3 年 3 月 1 日

がん治療連携指導料（がん指）

第 311 号 令和 4 年 7 月 1 日

入退院支援加算 1（入退支）

第 85 号 令和 4 年 10 月 1 日

医療安全対策地域連携加算 2（医療安全 2）

第 70 号 令和 6 年 5 月 1 日

外来・在宅ベースアップ評価料 1（外在ベ 1）

第 135 号 令和 6 年 6 月 1 日

入院ベースアップ評価料 4 5（入べ 4 5）

第 3 号 令和 7 年 1 月 1 日

<回復期リハビリテーション病棟（1棟35床）>

当院は回復期リハビリテーション病棟入院料3許可を受けており、1日に7人以上の看護職員、4人以上の看護補助者が勤務しています。

<時間毎の職員の配置>

9：00 ～ 17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内、 看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
17：00 ～ 9：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は32人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は32人以内です。

<療養病棟（1棟21床（内 地域包括ケア病床12床）>

当院は療養病棟入院基本料1、地域包括ケア入院医療管理料1の許可を受けており、1日に5人以上の看護職員、2人以上の看護補助者が勤務しています。

<時間毎の職員の配置>

9：00 ～ 17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内、 看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
17：00 ～ 9：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

当院は厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関であり、患者様の負担によ

る付き添い介護はご遠慮願います。

＜リハビリテーション＞

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）

＜食事＞

入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

< 保険外負担 >

別紙 1 参照

薬剤を紛失された場合の薬剤の費用は、全額患者様の負担となります。

＜特別療養環境の提供に関する事項＞

特別療養環境室数 6 室（全室個室）（213・215・216・217・220・223）

特別療養環境室利用料として、入院料とは別に 1,100 円（税込）／日を負担いただきます。